

お住まいの わが家 あなたはどうしますか？

命 家と人をつなぐ

# わが家を空き家にしないための無料相談会

随 時

受 付 け

046-235-9604

海老名市が主催する空き家相談会のご案内

売りたい！貸したい！残したい！住まいについて一度考えてみませんか？

今後、子どもと同居するため、住んでいる家が空き家になる予定です。  
売ったり貸したりできるでしょうか？



住んでいる家を子どもに残す予定です。  
相続に向けて、実際の手続きの方法や事前に準備しておくと良いこと等を知りたい。



協力団体  
海老名市宅建業者協力会

宅建士  
不動産の売買や賃貸などについての専門知識を有している専門家

協力団体  
神奈川県行政書士会  
海老名・座間支部

行政書士  
様々な行政手続きに関する書類を代行して作成する専門家

協力団体  
神奈川県司法書士会

司法書士  
相続や不動産の登記などについての専門知識を有している専門家

今お住まいの住宅を空き家にしないための様々な相談に専門家が対応します。

1

事前相談票を作成し、  
住宅まちづくり課へ送付

2

市から申込者へ連絡  
▶相談日と専門家を決める

3

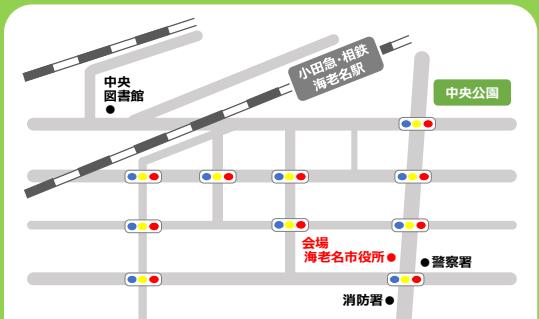
申し込み完了  
▶当日会場までお越しください

## 空き家活用のための相談も受付中！！

申込期間：随时受付中（市役所閉庁日を除く）

申込方法：事前相談票を郵送またはメールで  
住宅まちづくり課に提出

相談日時：ご希望の日程を伺い、相談内容によって  
専門家との日程調整を行います



会場：海老名市役所 7階会議室など

問い合わせ  
申込先

海老名市 まちづくり部 住宅まちづくり課

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1（市役所4階）

電話：046-235-9604 メール：machi@city.ebina.kanagawa